

○盗品売買等防止団体の承認

(第 23 条)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日
令和 3 年 3 月 26 日

審査基準

令和 3 年 3 月 26 日作成

法令名	古物営業法施行規則
根拠条項	第 23 条
処分の概要	盗品売買等防止団体の承認
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	古物営業法施行規則第 22 条(盗品売買等防止団体に係る承認の申請)
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	2 月
申請先	営業所を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	生活安全部長

別紙

[別紙参照]